

## 平成27年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査結果の報告

平成27年度に係る定期監査の結果については、平成28年5月13日、7月15日及び9月13日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（北海道公報第2783号、第2801号及び第2818号で公表）した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

#### 1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>1 不適切な会計処理等を行っていたもの</b>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(1) 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成25年度から平成27年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、2件、13万2,538円、支出が遅延しているものが、2件、84万2,400円、計4件、97万4,938円の不適切な事務処理があった。 (総合政策部)</p>	<p>物品購入の契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 生活保護費の支給について、被保護者が金品の貸与を受けたときは、これを収入として認定し、生活保護費の減額を行うこととされているが、生活保護担当員が被保護者に対して行っていた私費による貸付について収入として認定せず、生活保護費の減額を行っていないものが、平成26年度から平成27年度までの期間において、10件、70万2,000円あった。 (後志総合振興局)</p>	<p>生活保護費の支給に当たっては、関係法令等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、関係職員に対し、再発防止のための法令遵守の注意喚起を行うとともに、生活保護関係職員研修において、職員倫理等綱紀の保持について周知徹底を図りました。</p> <p>平成28年度についても、コンプライアンス確立月間等において、改めて職員の不祥事防止に向けた注意喚起や法令遵守の指導の徹底を図ります。</p>
<p>(3) 通勤手当において、職員が通勤方法を変更したときは、速やかに届出を行わなければならないが、その届出を行わなかったことから、平成24年5月から平成27年11月までの期間において、職員が不正に手当を受給しているものが、1名分、23万2,241円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、通勤実態を十分確認するとともに、適正な執行について職員に周知を図るなど、再発防止に努めます。</p>
<p>(4) 物品購入代金の支払において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、請求書に事実と異なる收受年月日を押印することにより、この期限内に支出したとしているものが、1件、4,644円あった。 また、物品購入代金等の支払において、</p>	<p>物品購入代金の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>相手方が支払請求をした日から15日を超えて支出しているものが、2件、16万704円あった。 (渡島総合振興局)</p>	
<p>(5) 特定疾患治療研究事業に係る療養費やウイルス性肝炎進行防止対策に係る治療費の償還払の請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払わなければならないが、平成24年度以降、道が負担すべき3名分の費用7万5,430円について、支払額を決定していなかった。 また、これらの申請に対して、私費で支払っていた。 さらに、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金について、支出の決定を行わず、私費で支払っているものが、平成24年度において、1件、4,000円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>特定疾患治療研究事業に係る療養費やウイルス性肝炎進行防止対策に係る治療費の償還払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 児童保護措置費徴収金等について、児童等の入所等の措置等を採用し、又は解除したときは、児童等の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成26年度及び平成27年度において、徴収金の額の決定を行っていないものが、129名分、延べ2,865箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、53名分、延べ995箇月、542万8,220円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、11名分、延べ117箇月、49万9,500円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 児童保護措置費徴収金について、児童の入所等の措置等を採用し、又は解除したときは、児童の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成22年度から平成27年度までの期間において、徴収金の額の決定を行っていないものが、22名分、延べ426箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、20名分、延べ376箇月、517万7,487円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、7名分、延べ122箇月分、4万7,666円あった。 (根室振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(8) 母子・寡婦福祉資金貸付金について、貸付申請を受理したときは、速やかに所要事項について調査し、貸付の可否や貸付額等を決定しなければならないが、正式な貸付決定を経ることなく、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成26年度までの期間において、7件、317万6,500円あった。 (根室振興局)</p>	<p>母子・寡婦福祉資金貸付金の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(9) 平成26年度の物品購入において、需用費により執行する場合は、物品の種別が消耗品として取り扱うものを除き、その取得価格が2万円未満のものでなければならないが、購入した物品の取得価格がその額を超えたため、単品の物品を複数に分割した内容に物品購入決定書を改ざんし、契約業者に虚偽の納品書を作成させているものがあった。(旭川高等技術専門学院)</p>	<p>物品購入に当たっては、関係職員に対し関係法令等の周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>
<p>(10) 高等学校の授業料の徴収において、口座振替による徴収手続を怠ったことから未納となっているものが、26名分、185件、183万1,500円、高等学校等就学支援金受給者から授業料を徴したことから過誤納となっているものが、15名分、67件、66万3,300円あった。 また、高等学校等就学支援金の受給資格認定等に係る事務において、生徒から提出された申請書等を放置していたことなどから、認定等に係る事務が遅延しているものが、24名分あった。(北広島高等学校)</p>	<p>授業料の徴収事務に当たっては、就学支援金の受給(申請)状況と口座振替の登録状況を、また、高等学校等就学支援金の受給資格認定等に係る事務に当たっては、申請・認定の経過及び状況を、複数の職員で分担して確認するなどにより、事務の遅延防止を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(11) 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て納付させ、収入取扱員がこれを収納することとされているが、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があったものとした上、さらに収納年月日を分散させているものが、256名分、42万2,400円あった。(清水高等学校)</p>	<p>共済掛金の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(12) 平成26年度の特殊勤務手当の受給において、事実と異なる作業の報告を行い、手当を不正に受給しているものが、2名分、2万2,680円あった。(函館方面本部)</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、作業実態を十分確認するとともに、適正な執行について職員に周知を図るなど、再発防止に努めます。</p>
<p><b>2 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  <b>収入未済額が1億円以上となっているもの</b>  <b>【道税収入】</b>  道税収入においては、「道税確保対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税及び自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収、市町村から徴収の嘱託を受けた事案の滞納処分などを実施しており、自動車税については、預貯金・給与・動産等の差押えなどの徴収対策の強化に努めるとともに、コンビニ納税や平成27年度から導入したインターネットを利用したクレジットカード納税により、納期内納</p>	<p>道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。  具体的には、個人道民税については、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、徴収嘱託の対象市町村の拡大や市町村への道職員の派遣など、市町村の実態に即した効果的な徴収対策を講じるとともに、引き続き、特別</p>

税の推進に努め、さらには、差押えた財産のインターネット公売や市町村との合同公売会を実施するなどの取組により、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(総務部)

徴収の徹底の推進に努めます。

また、自動車税については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与等の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組めます。

また、新たな収入未済額の発生防止についても、引き続き、道税広報の充実強化を図るほか、平成27年度から導入したインターネットを利用したクレジットカード納税について、広く周知を図り納期限内納税の推進に努めます。

## 【税外諸収入】

### (1) 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては、督促が遅延しているものや、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(保健福祉部)

母子寡婦福祉資金貸付金については、貸付時に面談を実施し、償還の意識付けを図っています。

滞納者に対しては、電話や文書、戸別訪問による催告に引き続き取り組むこととし、さらに、集中的に償還促進を図るため、償還促進特別対策事業を実施するほか、連帯保証人への履行の請求、口座振替払いの励行を行います。

また、長期にわたる滞納者等については、民間の債権回収会社への委託を行うなど、未収金の効果的、効率的な回収の取り組みを進め、収入未済額の縮減に努めます。

児童保護措置費徴収金に係る収入未済については、児童相談室と連携しながら滞納世帯の生活状況の把握に努め、引き続き電話や文書による催告を徹底します。

児童扶養手当返還金に係る収入未済については、各振興局において町村との連絡を密にし、未収金発生の未然防止を図るとともに、未収金が発生した場合は情報を迅速に本庁に伝え、早期対応に努めます。

また、電話や文書による催告を徹底し、収納率の向上に努めます。

北海道看護職員養成修学資金については、未収金縮減強化月間を設定するなどし、文書や電話による催告を徹底するほか、債権管理マニュアルを作成し、滞納者の経済状況や滞納理由を把握し、資力に応じた分割納付を進めるなど、適切な債権管理を行い、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。

生活保護費返還金収入については、福祉援護課が毎年度実施する生活保護法施行事務監査の場において、各振興局に対し文書等による催告の徹底や一括して納入することが困難な場合の履行延期の特

	<p>約の活用など、収入未済額の縮減に向けた取組の徹底について指導しているところです。</p> <p>また、平成28年3月に「生活保護債権管理マニュアル」を一部改正し、滞納整理票の作成や督促・催告事務、強制執行に係る留意事項を追記し、振興局へ周知を行いました。</p> <p>依然として収入未済額は多額となっておりますが、平成28年度は生活保護法施行事務監査の場において、各振興局に対し債権管理の状況について重点的に聞き取りを行うなど、今後も収入未済額の縮減に向けた取組の強化について指導を徹底します。</p>
<p><b>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等</b></p> <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済については、従来の収入の確保の取組に加え、平成21年度から、債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済の解消に努めているところです。</p> <p>また、新規貸付に際しては、連帯保証意思の確認のための本人面談や契約の公正証書化を行い、延滞先以外の貸付先についても、新たな収入未済の発生を防ぐため、経営診断や専門的なアドバイザーの派遣による経営改善に向けた助言を行うなどの取組を積極的に推進しているところです。</p> <p>今後とも関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p><b>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</b></p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決めて、集中的に直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(4) 道営住宅使用料収入等</b></p>	

<p>道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託の拡大、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(建設部)</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、債権回収業務の弁護士への委託など、これまでの取組を継続的に行い、収入未済額の縮減に努めます。</p> <p>堤塘使用料の収入未済金については、各建設管理部に対して、滞納整理事務に係る研修を実施し、職員個々の滞納整理事務に対する知識の向上を図ったほか、毎月提出される滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行います。</p> <p>また、各振興局(建設管理部)から「高額滞納者への滞納計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者毎の対応方針や処理計画について、指導、助言を行います。</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済金については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁の関与を強く求めることに重点を置き、収入未済の解消に努めます。</p>
<p><b>(5) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</b></p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し文書催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、収納率の向上に向けて、引き続き保証人への催告を強化するほか、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(教育庁)</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には督促書納入期限到来後、速やかに催告を行い滞納の長期化防止に取り組んでいるところであり、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票をもとに電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実態に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(6) 放置違反金収入</b></p> <p>放置違反金の収入未済については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済</p>	<p>放置違反金収入については、従前からの取組のほか、住民基本台帳ネットワークサービスを活用して滞納者情報の早期把握に努めているところですが、財産調査の徹底と預貯金や給与、動産の差押えを強化するほか、柔軟な勤務態勢による滞納処分の効率的執行と、分納による自主納付を促すなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じて、引き続き、収入未</p>

<p>額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (警察本部)</p>	<p>済の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  <b>収入未済額が1,000万円以上となっているもの</b>  <b>【税外諸収入】</b>  <b>農業改良資金貸付金収入等</b>          農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。 (農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催促などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 需用費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、特段の理由もなく、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、2件、1万8,036円あった。 (建設部)</p>	<p>被服の貸与において、関係法令等を遵守し、貸与期間など適切な管理を行い、新たに被服を購入するに当たっては、不経済な支出とならないようにします。</p>
<p><b>イ 役務費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          (7) 役務費の執行において、耐火金庫の電池交換を行わなかったことから暗証番号登録が消え、マスター番号による解錠が必要となり、マスター番号の情報提供を受けたため、不経済な支出となっているものが、1件、6,480円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>今後、耐火金庫の取扱説明書に従って、年1回定期交換を行うようにし、電池交換をした日を記した確認票を金庫扉に貼付するなど、交換時期を失念しないようにします。</p>
<p>(4) 社会福祉事務出張所が使用する切手について、出張所所在地の事業者から購入せず、振興局所在地の事業者から購入して当該出張所へ郵送したことから、郵送料が不経済な支出となっているものが、5件、2,261円あった。          なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (空知総合振興局)</p>	<p>深川社会福祉事務出張所が使用する切手については、監査後から、出張所所在地の地元事業者から購入することとしました。</p>
<p><b>ウ 委託料</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	

<p>公衆トイレ浄化槽保守点検委託業務において、施設の使用を休止していたにもかかわらず、保守点検の回数等を考慮せず契約を締結したため、不経済な支出となっているものが、1件、8万5,536円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>公衆トイレ浄化槽保守点検委託業務については、委託契約前に施設の使用状況や設備状況等を十分考慮の上、委託契約内容を決定し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 委託契約に係る概算払については、提出された実施計画書や収支計画書などを勘案し適期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払を行ったことから、受託事業者において多額の資金滞留が生じているものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>委託料の概算払に当たっては、関係法令等を遵守し、事業の進捗状況や実際の資金需要等を適期に確認するなどして、多額の資金滞留が生じることのないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 浄化槽保守管理委託業務において、施設の冬期閉鎖後に業務の一部を行ったため、不経済な支出となっているものが、1件、2万5,920円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>不経済な支出と指導された部分について、平成28年度の委託業務からは除外するとともに、公園開園閉園時等の管理業務についても、当該公園管理団体となお一層連携を密にすることで、不経済な支出が発生しないよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 給水設備水質保全委託業務において、施設の冬期閉鎖後に業務の一部を行ったため、不経済な支出となっているものが、1件、1万2,891円あった。 また、当該業務については、委託契約期間外に行っていた。 (留萌振興局)</p>	<p>給水設備水質保全委託業務に当たっては、最後の業務実施日が契約期間を過ぎており、内部での確認体制が機能していなかったため、決裁の範囲を広げるなど確認体制の強化を図り、再発防止に努めます。 なお、ダム公園の水飲み場等は10月末に閉鎖することから、10月末の水質保全業務を不要とし、また5月中旬に水飲み場等を解放することから、今年度より5月始めから中旬までに水質保全業務を実施し、適切な水質を確保し、業務委託料についても所期の目的に則した適切な支出に努めます。</p>
<p>(1) 庁舎等の清掃委託業務において、業務処理要領で毎週実施することとしている清掃箇所の清掃を行っていない週がある報告書の提出を受けていたにもかかわらず、受託者との協議を行わないまま、清掃未実施分、3件、1万4,005円相当の委託料を支払っているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>清掃業務の履行確認に当たっては、業務処理要領のとおり実施されているか、受託者から提出された報告書の確認を適切に行います。 また、受託者には、やむを得ず業務処理要領どおりの業務が行えない場合には、事前に協議するよう説明しました。 今後は、業務処理要領の内容を適切に見直し、同様の事例が生じないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 準委任に属する委託契約については、受託者から提出された収支精算書を審査の上、委託料の額を確定することとされているが、ヘリコプター給油施設運営維持管理業務の委託契約において、委託業務との関連性など、収支精算額を十分に確認しないまま、額を確定</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、収支精算書等及び契約内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>



<p>しているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	
<p><b>エ その他</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          賃借した公用車の定期点検において、定期点検整備に要する経費については、自動車賃貸借契約書により賃貸人が負担することとされているにもかかわらず、その賃貸人と当該経費を含む物品修繕契約を締結したことから、不要な支出となっているものが、1件、8,189円相当あった。 (空知教育局)</p>	<p>賃借した公用車の定期点検においては、契約書で約定した費用負担区分を十分に確認するなど、適正な事務処理に努めます。          なお、本来賃貸人が負担することとされていた経費については返納させました。</p>
<p><b>(2) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>公有財産</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>          庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。          ・平成27年度処分面積 241,712㎡          ・平成28年3月末未利用地面積 2,743,314㎡ (総務部)</p>	<p>未利用地のうち、利用見込みのない土地については、これまで民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却促進などを行ってきたところです。          今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、より購買者ニーズに即した情報提供に努め、一般競争入札等による成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b>          物品の管理において、物品管理主任又は物品供用員は、個人管理になりやすい物品について、常にその所在を明らかにし、かつ、適宜受払簿等により使用状況を把握できるよう管理するものとしており、また取得価格が2万円未満の消耗品として整理する物品についても、必要に応じて同様に管理を行うこととなっている。          しかしながら、各総合振興局等の林務課及び森林室の多くが、事業等に使用するデジタルカメラについて、個人又は担当係で管理しており、物品使用者に使用させていることから、亡失、未使用又は使用頻度が低い事例や、また、総所有台数を把握していないため、事業量や職員数などを踏まえた供用となっていないことから、職員数以上の供用となるものなどの事例が見受けられた。          こうしたことから、事業用物品であるデジタルカメラについては、部として、物品管理事務取扱要領に基づく適正管理の指導徹底をはじめ、計画的かつ経済的な購入や供用、一定期間を経過した物品の有効活用などについて検討する必要がある。 (水産林務部)</p>	<p>物品（デジタルカメラ）の管理については、平成28年8月23日付け水林総第900号「物品の適正管理について」を各振興局等の林務課、水産課、森林室等に通知し、次の点について指導徹底を実施したところであり、今後は物品の適正な管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品管理主任又は物品供用員は、受払簿を作成しその管理を徹底するとともに、2万円未満の物品についても同様の取扱いをすること。</li> <li>・ 購入に当たっては、現有台数及び職員数を踏まえ、必要性を十分に勘案すること。</li> <li>・ 未使用又は使用頻度が少ない一定期間を経過した物品については、管理換を行うなど有効活用を図ること。</li> </ul>

4 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	
(1) 予算に係る事項	
<p><b>《指摘事項》</b> 業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、2件、25万4,064円あった。(経済部)</p>	<p>契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>
(2) 収入に係る事項	
<p><b>《指摘事項》</b> ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから1年以上これを行わず、不納欠損処理も行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(保健福祉部)</p>	<p>徴収事務取扱要綱に基づき、滞納者に対し適切な時期に催告を行います。 過年度の滞納者については、個別システムのデータと過去の書類を突合することにより、滞納者ごとの滞納額を把握し、滞納整理票を作成します。 また、文書や電話等による催告を行うことで、債権回収及び不納欠損処理などの滞納整理を進めます。 更に、今後同様の事案が発生しないよう、平成28年度内に徴収事務取扱要綱・要領の改正を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>イ 河川水質事故に係る原因者負担金の徴収において、当該債権は法令等の規定により滞納処分をすることができる債権であることから、その債権全額について調定しなければならないが、これを分割して調定しているものが、1件、9万5,647円あった。(空知総合振興局)</p>	<p>今後、水質事故が発生した際の負担金徴収処理として、地方自治法等関係法令を遵守の上、原因者負担金は債権全額を一括調定し、期限までの納入がない場合は督促、延滞金徴収などの滞納処分を着実に実行します。 また、関係課内での処理方法の周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p>
<p>ウ ダム管理業務費用に係る施設の共有者からの負担金について、歳入の会計所属年度は納入通知書等を発した日の属する年度としなければならないが、平成28年4月に平成27年度歳入になるよう納入通知書を発しているものが、1件、1,312万3,137円あった。(胆振総合振興局)</p>	<p>ダム管理業務費用に係る施設の共有者からの負担金については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、2件、21万4,950円あった。(日高振興局)</p>	<p>現金の払込みに当たっては、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底するとともに、内部牽制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 定時制課程の高等学校に在学する生徒が、北海道教育委員会が指定する技能教育のための施設において教科・科目を履修する場合の授業料及び共済掛金の収納事務については、口座振替によるものを除き、収納に係る協力</p>	<p>定時制課程の高等学校に在学する生徒が、北海道教育委員会が指定する技能教育のための施設において教科・科目を履修する場合の授業料及び共済掛金の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、適</p>

<p>校の収入取扱員が、当該指定施設の窓口で徴収対象者から直接収納することとされているが、指定施設の職員が集金した後に、その職員から収納を行った部局が、計2部局あり、収納した合計は、17件、511万6,060円であった。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・苫小牧東高等学校</td> <td>9件</td> <td>3,227,020円</td> </tr> <tr> <td>・北見北斗高等学校</td> <td>8件</td> <td>1,889,040円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・苫小牧東高等学校	9件	3,227,020円	・北見北斗高等学校	8件	1,889,040円	<p>正な事務処理に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)								
・苫小牧東高等学校	9件	3,227,020円								
・北見北斗高等学校	8件	1,889,040円								
<p>カ 収入取扱員が出張徴収により歳入金を収納するときは、現金領収証書により収納しなければならないが、これを作成しないまま収納しているものが、1件、14万5,000円あった。 (名寄産業高等学校)</p>	<p>収入取扱員の出張徴収による歳入金の収納に当たっては、関係法令等を遵守し、現金領収証書が適正に作成されているか日常検査の徹底に努めます。</p>									
<p><b>《指導事項》</b> ア 歳入を収入するときは、当該歳入について、所属年度等が誤っていないか、その他法令に違反する事実がないかなどを調査して、調定をしなければならないが、これを行っていないものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>調定を行っていなかった原因が、制度の認識不足であったことから、関係職員に周知徹底を図り、今後、歳入を収入するに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>									
<p>イ 看護職員等養成修学資金貸付金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等により催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないことがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>滞納者に対する文書、電話等による催告については、今後、債権管理マニュアルの作成により催告に関する事務処理について定めるなど、適正な事務処理を行うように努めます。</p>									
<p>ウ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査員の指定を行わないまま検査を行わせているものがあった。 (農政部)</p>	<p>収入取扱員等の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>									
<p>エ 生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 また、生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。 さらに、生活保護費返還金等の不納欠損の整理に当たって、消滅時効の完成日を誤っているものがあった。 (日高振興局)</p>	<p>生活保護費返還金等の債権管理に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員へ周知徹底の上、適正な事務処理に努めます。 なお、生活保護費返還金等の納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書又は電話等で催告を行います。</p>									
<p>オ 道営住宅家賃の減免において、減免期間内に収入等に変動を生じたため減免の適用内容が不相当となった場合は、その事実が発生した月から減免内容の変更若しくは減免の停止を行わなければならないが、これを行わなかったため、家賃の徴収額が不足しているも</p>	<p>道営住宅家賃の減免決定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員に指導の上、適正な事務処理に努めます。 なお、家賃の徴収額の不足分については、減免期間変更の決定を行い、入居者</p>									

<p>のが、1名分、2万1,200円あった。 (日高振興局)</p>	<p>に通知し、収納済みであることを確認しました。</p>
<p>カ 生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。(檜山振興局)</p>	<p>滞納整理に当たっては、毎年度1回以上、文書等による催告を実施し、滞納整理票にその旨記載するなど、関係法令を遵守し、適正な債権管理に努めます。 なお、納入期限が平成27年3月31日までの滞納債権全件について、文書催告を行いました。</p>
<p>キ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。(留萌振興局)</p>	<p>収入取扱員の異動による事務引継ぎに当たっては、会計員一覧表により事務引継ぎを要するものの確認を行う等、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ク 漁港施設用地等の占用料において、占用許可が翌年度にわたる場合には、当該年度分の納入期限を4月30日までとして納入通知書により納付させるものとされているが、調定及び納入義務者への通知が遅延しているものがあった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>漁港施設用地等の占用料の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ケ 児童保護措置費徴収金及び生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、平成26年度及び平成27年度において、これを行っていないものがあった。 また、児童保護措置費徴収金において、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、滞納者に対し、文書や電話等により催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。(根室振興局)</p>	<p>税外諸収入金における督促状の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、児童保護措置費徴収金については、調定額の誤りが判明したことから、既調定分を一度減額調定し、改めて調定を行いました。 また、生活保護費返還金については、納入義務者に督促状を送付していなかったことから、再度の調定による納期限が到来している児童保護措置費徴収金とあわせて督促を行いました。</p>
<p>コ 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料の徴収については、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものがあった。(原子力環境センター)</p>	<p>自動販売機の設置に係る電気料の徴収に当たっては、毎月の専用メーターの使用料を確認後、速やかに調定を行い、納入義務者の納入が遅延することのないよう努めます。</p>
<p>サ 収入取扱員等は、現金領収証書の合計金額を訂正してはならないが、合計金額を誤って記載したため、正当金額に書き直し、その現金領収証書を納入義務者に交付しているものがあった。(議会事務局)</p>	<p>現金領収証書の作成に当たっては、記載方法を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>シ 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、これを超えて払い込んでいるものが、1件、1万5,000円あった。(釧路方面本部)</p>	<p>現金領収に係る払込事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>(3) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 報酬</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給していないものが、延べ32名分、32万円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 一般職非常勤職員の報酬の支給において、報酬加算額の支給割合を誤ったことなどから、過払いとなっているものが、1名分、2万7,216円あった。 (漁業研修所)</p>	<p>非常勤職員の報酬加算額の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、時間外勤務を行った日の勤務時間及び時間外勤務や週休日の割り振り変更を行った週の勤務時間を一覧表にまとめたうえで十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(4) 一般職非常勤職員の報酬の支給において、報酬加算額の支給割合を誤ったことから、過払いとなっているものが、5名分、12件、6,735円、未支給となっているものが、3名分、4件、8,960円あった。 (議会事務局)</p>	<p>報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び支給の処理を行いました。</p>
<p><b>イ 職員手当等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (7) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上普及事務に従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、平成27年3月及び4月において、過払いとなっているものが、1名分、6万3,600円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>職員に対し支給要件の再周知を行うとともに、「農林漁業普及指導手当支給実績簿」の作成・提出時において、他職員による相互確認を実施し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 通勤手当の支給において、通勤距離を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、6万9,600円あった。 また、特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、教員が修学旅行等に児童又は生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合等に支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件の適用を誤ったことから、未支給となっているものが、4名分、1万7,000円あった。 さらに、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給す</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、関係規則等を遵守し、書類を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 また、特殊勤務手当の支給については、実績に基づく諸手当支給に係るチェックマニュアルを平成28年7月に改正したところであり、当該マニュアル等を参考に確認を十分に行うよう各教育局、道立学校、市町村教育委員会(市町村立学校)に通知しました。 なお、過払分及び未支給分については返納・追給の処理をしました。</p>

<p>ることとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、15名分、5,400円、未支給となっているものが、8名分、1,600円あった。 (教育庁)</p>	
<p><b>《指導事項》</b> (7) 寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う手当額の改定月を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、2万360円あった。 (総務部)</p>	<p>職員手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(イ) 児童手当の支給において、支給開始月を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万5,000円あった。 (総務部)</p>	<p>児童手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、直ちに返納の処理を行いました。</p>
<p>(ウ) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給区分を誤ったことから、過払いとなっているものが、3名分、1万3,500円あった。 (保健福祉部)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、指導のあった事項については、監査後、返納の事務処理を行いました。 今回の原因は、人事給与システムの入力誤りであったことから、今後、入力時においては、誤入力となることのないよう、十分注意します。</p>
<p>(エ) 時間外勤務手当の支給において、公用車を運行した場合の時間外勤務手当の対象となる職員は、現に公用車の運行業務を行った職員に限られることとされているが、同乗している職員に対し、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、9,079円あった。 また、休日に公用車の運行業務に従事したなどにもかかわらず、当該職員に対し、休日勤務手当を支給しなかったことから、未支給となっているものが、1名分、6,566円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、指導のあった事項については、監査後、返納及び追給の事務処理を行いました。</p>
<p>(オ) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合に支給することとなるが、従事時間を十分に確認しなかったことから、過払いとなっている部局が、計2部局あり、その支出の合計は、3名分、3万6,000円であった。 (部局名) (事項数) (金額) ・芦別高等学校 1件 9,000円 ・北見緑陵高等学校 2件 27,000円</p>	<p>教員特殊業務手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理をしました。</p>
<p>(カ) 扶養手当等の支給において、給与管理システムへの入力を誤った部局が、計2部局あり、</p>	<p>扶養手当等の支給に当たっては、給与管理システムへの入力内容に誤りがない</p>

<p>過払いとなっているものが、9名分、5万9,240円、未支給となっているものが、5名分、1万410円あった。</p> <p>a 過払いとなっているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・北見警察署</td> <td>1件</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>・斜里警察署</td> <td>8件</td> <td>20,240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 未支給となっているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・斜里警察署</td> <td>5件</td> <td>10,410円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・北見警察署	1件	39,000円	・斜里警察署	8件	20,240円	(部局名)	(事項数)	(金額)	・斜里警察署	5件	10,410円	<p>か十分確認を行うとともに、手当支給時においても給料等支給明細書による支給額の確認を確実にし、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払い及び未支給分については、それぞれ返納及び追給の処理をしました。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)														
・北見警察署	1件	39,000円														
・斜里警察署	8件	20,240円														
(部局名)	(事項数)	(金額)														
・斜里警察署	5件	10,410円														
<p><b>ウ 賃金</b></p>																
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>臨時職員に対する賃金の支給において、賃金サブシステムへの入力を誤った部局が、計3部局あり、過払いとなっているのが、1名分、7,371円、未払いとなっているのが、3名分、2万863円あった。</p> <p>a 過払いとなっているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・上川総合振興局</td> <td>1件</td> <td>7,371円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 未払いとなっているもの</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・建設部</td> <td>1件</td> <td>13,492円</td> </tr> <tr> <td>・宗谷総合振興局</td> <td>1件</td> <td>7,371円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・上川総合振興局	1件	7,371円	・建設部	1件	13,492円	・宗谷総合振興局	1件	7,371円	<p>賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、指導のあった事項については、監査後、返納及び追給の事務処理を行いました。</p>			
(部局名)	(事項数)	(金額)														
・上川総合振興局	1件	7,371円														
・建設部	1件	13,492円														
・宗谷総合振興局	1件	7,371円														
<p><b>エ 報償費</b></p>																
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (水産林務部)</p>	<p>今後、物品購入契約における履行確認検査については、検査員に指定された者が行うよう適正な事務処理に努めます。</p>															
<p>(4) 報償費の執行において、外部からの講師に対する謝金の単価については、支給基準で定められている金額を適用しなければならないが、誤った金額を適用したことから、支給額が過少となっているものが、1件、8,167円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>報償費の執行に当たっては、支給基準の確認を十分に行い適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過少分については、支給の処理をしました。</p>															
<p><b>オ 旅費</b></p>																
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、宛名の記載のない領収書を添付しているものなどがあった。 (総務部、渡島総合振興局、留萌振興局)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、再発防止に向け、関係職員に対して再度内容の周知徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>															
<p>(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求</p>	<p>航空機を利用する旅行に係る旅費の支</p>															

<p>書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、宛名の記載のない領収書を添付しているものがあった。</p> <p>(斜里高等学校)</p>	<p>払に当たっては、支払を証明する書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 旅費の支給について、職員に旅行を命じ職員が出張したときは、旅費を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、5,320円あった。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、支給漏れが生じないように、復命書の作成とあわせて旅行命令を確認することにより、再発防止に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、監査後に支給しました。</p>
<p>(エ) 旅費の支給において、単身赴任手当を支給されている職員が、配偶者の居住する市町村を勤務地とする旅行を行った場合には、宿泊料の額を食卓料の額に調整して支給しなければならないが、これを行わず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,600円あった。</p> <p>(渡島総合振興局)</p>	<p>旅費請求に係る法令等の周知徹底や、請求前の確認について、関係職員に注意喚起するなど、再発防止に努めます。</p> <p>なお、過払い分については、平成28年4月8日に返納処理を行いました。</p>
<p>(オ) 旅費の執行において、受領権限のない者に支払っているものが、1件、6,320円あった。</p> <p>(留萌振興局)</p>	<p>旅費の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 航空機を利用する旅行において、旅行者が航空券等を国内出張チケット手配等業務受託者を介して手配したときは、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として旅客運賃等に係る請求書のほかに、航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、これを添付していないものがあった。</p> <p>(釧路総合振興局)</p>	<p>航空機を利用する旅行に係る旅費の支払に当たっては、支払を証明する書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する領収書又は支払証明書を添付し確認することとされているが、これが添付されていなかった。</p> <p>(松前高等学校)</p>	<p>概算払された旅費の精算に当たっては、領収書又は支払証明書等の添付書類の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>カ 需用費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(7) 請求書は債権者において作成されなければならないが、請求年月日を加筆しているものが、32件、557万5,742円あった。</p> <p>(空知総合振興局)</p>	<p>請求日が未記入の請求書については、請求者へ請求日記入についての指示を徹底し、担当者が請求書を受領したときは、担当者以外の職員が請求日の記入漏れがないかチェック出来る体制を整備しました。なお、郵送等で到達した請求日の記載のない請求書については、所属長が確</p>



	<p>認のうえ関係通達等の規定に従い受付印を押印するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 交通信号機に係る電気料金の支払においては、電気料金請求書に係る支払の根拠等を十分に調査しなければならないが、これを行わず、平成11年10月に施工した移設工事に伴って撤去した交通信号機1箇所の電気料金を支払い続けていたことから、支出書類の確認が可能な平成22年4月から平成27年11月までの間に過払いとなっているものが、11万7,221円あった。 (美幌警察署)</p>	<p>電気料金の支払に当たっては、電気料金請求書の請求内容と公有財産台帳等の関係書類を十分確認の上支払するなど、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該契約については契約解除を行いました。また、過払いとなっていた電気料金については電気供給約款の規定により返納を受けることはできませんでした。</p> <p>また、他の警察署についても関係書類を十分確認し、適切に処理します。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあつた。</p> <p>また、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。 (経済部)</p>	<p>物品購入契約における履行確認に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 少額工事の請負契約において、給付の完了確認のために検査員を指定する際は、特別の必要がある場合を除き、当該工事の監督員と検査員を兼ねさせてはならないが、これを兼ねさせているものがあつた。 (石狩振興局、室蘭高等技術専門学院)</p>	<p>少額工事契約における履行確認の検査員の指定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 少額工事契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。 (計量検定所)</p>	<p>少額工事契約における履行確認に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 学院長が知事に依頼した庁舎等の修繕工事の完成検査については、知事から検査の依頼を受けた学院長が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。 (苫小牧高等技術専門学院、帯広高等技術専門学院)</p>	<p>庁舎等修繕工事における完成検査に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 少額工事の請負契約において、完成の届出があつたときは、検査員が完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (図書館)</p>	<p>少額工事の請負契約における完成検査に当たっては、関係法令等を遵守し、検査員に指定された職員が実際に検査をした日に、支出負担行為担当者へ速やかに報告するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>キ 役務費</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	

<p>役務費の執行においては、履行確認後速やかに支出手続きを行うこととされているが、これを失念したため、平成27年度予算で支出すべきところを平成28年度予算で支出しているものが、2件、5万1,746円あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>役務費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> インターネット接続サービス利用料の支払において、平成26年度予算で支払うべきものを平成27年度予算で支払っているものなど、会計年度所属区分を誤っているものが、2件、3万6,936円あった。 (札幌道税事務所)</p>	<p>インターネット接続サービス利用料の支払に当たっては、請求書の利用期間を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ク 使用料及び賃借料</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 物品の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、7万5,600円あった。 (石狩振興局)</p>	<p>物品の借上げ契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することなどとされているが、これらを行っていないものがあった。 (総務部)</p>	<p>共通乗車券の管理については、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 会場の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、会場使用後に決定書を作成しているものが、1件、1万6,710円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>会場の借上げ契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ケ 負担金、補助及び交付金</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金の補助対象経費については、社会福祉施設等に勤務する産休又は病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせた場合の費用とされているが、臨時的な任用と認められない職員の費用を補助対象としたことから、補助金を過大に交付しているなどの部局が、計3部局あり、その支出の合計は、5件、169万6,932円であった。 (部局名) (事項数) (金額) ・宗谷総合振興局 1件 206,500円 ・オホーツク総合振興局 1件 277,300円 ・十勝総合振興局 3件 1,213,132円</p>	<p>補助金の交付事務に当たっては、所定の書類を補助事業者へ提出させるとともに、補助要綱等の規定に基づき、適正な審査を行うよう努めます。 また、補助事業者等に対して、当該補助金の取扱い等についての周知をするなどして、再発防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	

<p>(7) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、宛名や領収した内容の記載のない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。</p> <p>また、事務費として計上した交通費の領収書において、電子マネーとして利用可能なＩＣカード乗車券にチャージを行った領収書が添付され、交通費として使用していることが特定できないにもかかわらず、支出の事実を証する書類として受理しているものがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載されているか、確認に努めます。</p> <p>また、領収書等の写しの提出に当たっての注意事項については、会派及び議員に対し、周知を図りました。</p> <p>なお、電子マネーのチャージ料金の計上についても、指導内容を議員に周知しました。</p>
<p>(4) 平成27年度高等学校生徒遠距離通学費等補助事業において、平成26年度に係る通学費に対し補助金を支出しているものが、3件、3万6,000円あった。 (空知教育局)</p>	<p>高等学校生徒遠距離通学費等補助事業の事務に当たっては、対象者からの申請漏れ等に起因する補助金の過年度支出が発生することがないように、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>コ その他</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(7) 施設入所措置児童に関する損害賠償請求事件において、和解により、賠償金として、1件、200万円の支出があった。(保健福祉部)</p>	<p>入所児童の権利擁護や職員の管理などについて、施設に対する指導・監督を適切に行い、入所児童に対する不法行為等の再発防止に努めます。</p>
<p>(4) 物品の修繕契約において、契約締結権限のない者と契約し、修繕料を支払っているものが、3件、23万9,374円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品修繕等の契約締結に当たっては、委任状を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 児童扶養手当については、支給開始の初日から起算して5年経過したときなどに、手当の額を減額する一方、受給資格者が身体上に障害がある場合や就業している場合などには、その該当する期間については、減額の適用を行わないこととし、この場合に、受給資格者にあらかじめ、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が必要であることを通知するなどとされているが、この事務を怠ったことから、支給額に不足が生じ、支払期日後にこの不足額を支給しているものが、16名分、77万8,430円あった。(釧路総合振興局)</p>	<p>児童扶養手当支給事務については、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底するとともに、内部牽制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p> <p>(7) 定期検査手数料等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときには、その期限までに支払わなければならないが、提</p>	<p>定期検査手数料等の支出に当たっては、請求書を受領後、直ちに支出事務に着手、処理することとし、支払が遅延することのないよう、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>出された請求書を長期間放置していたことから、支出が遅延しているものが、14件、536万4,985円あった。 また、延滞金を支出しているものが、1件、8,411円あった。 (総合政策部)</p>	
<p>(イ) 水道料金の支払においては、相手方が発行した納入通知書の納期限内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、19万512円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>水道料金の支払に当たっては、納期限の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 講師謝金及び旅費の執行において、謝金等の受領権限のない者に支払っているものが、1件、1万7,940円あった。 (上川教育局)</p>	<p>講師謝金及び旅費の支出に当たっては、受領権限の有無を十分確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(4) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 工事契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 工事請負契約において、契約金額が200万円以上の場合は、契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、1件、215万8,920円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>請負工事の契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、森林土木事業の契約については、本件のように設計変更で増額となり200万円を超える場合もあることから、今後、指摘のあった部局においては、当初の契約金額が200万円未満で契約書の作成を省略できる場合であっても、契約書を作成して発注を行うこととしました。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 請負工事において、契約を締結する場合には契約保証金を納付させ、又はこれに代える担保を提供させなければならないが、相手方から契約保証金に代える担保として金融機関の保証書が提出される前に契約を締結しているものがあった。 (総務部、オホーツク総合振興局)</p>	<p>請負工事の契約に当たっては、関係法令等を遵守し、契約保証金の納付又はこれに代える担保の提供を確認した上で契約するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 工事請負契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。 (経済部)</p>	<p>工事請負契約の見積合わせに当たっては、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 工事請負契約に係る契約保証金については、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは免除することができるが、証券の提出を受ける前に、契約保証金を免除し、契約を締結しているものがあった。 (根室振興局)</p>	<p>工事請負契約に係る契約保証金の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、契約締結前に相手方より履行保証保険証券等の提出を受けるなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 工事に係る予定価格調書の作成において、</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、関</p>

<p>入札書比較価格を誤って記載しているものがあつた。 (北海道博物館)</p>	<p>係法令等を遵守し、積算書を十分に確認するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 工事の請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認められた者に対して、その理由について説明を求めることができる期間を設けなければならないが、この期間を設けずに公告し、入札を行っているものがあつた。 (上川教育局)</p>	<p>工事の請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 少額工事の契約において、期限を定めずに工事の一時中止をし、その期間が現工期を超えることとなる場合は、現工期内に工期の延長を行わなければならないが、現工期を経過後に工期の延長を行っているものがあつた。 また、当該工期の延長に伴い契約金額が70万円以上となった場合は、請書を徴する必要があつたが、これを徴していなかつた。 (札幌白石高等学校)</p>	<p>少額工事の契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 委託契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> (ア) 委託業務に係る一般競争入札の執行において、複代理人選任の権限のない代理人から選任された複代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、2件、810万円あつた。 (水産林務部)</p>	<p>委託業務に係る一般競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、実績報告書等が提出されたときは、これらを審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知しなければならないが、額の確定及び通知を行っていないものが、1件、564万8,000円あつた。 (日高振興局)</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員へ周知徹底、チェック体制の強化を行い、再発防止に努めます。 なお、委託料の額の確定については、決定を行い、委託業者へ通知しました。</p>
<p>(ウ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、庁舎等清掃業務委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあつた。 (根室振興局)</p>	<p>予定価格調書の保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保管に努めます。</p>
<p>(エ) 校舎等清掃業務委託契約の最低制限価格の算定に当たり、諸経費の計算を誤り、当該価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万4,000円あつた。 (オホーツク教育局)</p>	<p>校舎等清掃業務委託契約の最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 単価契約による業務委託の発注に当たり、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めな</p>	<p>単価契約による業務委託の発注に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ればならないが、見積書の提出を受けた時点においても、予定価格を定めていなかった。 (芦別高等学校)</p>	<p>なお、当該見積合わせは中止し、予定価格を定めた上で、随意契約の方法により契約を締結しました。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 庁舎等の清掃委託業務においては、業務実施日の翌日に受託者が提出する清掃作業日誌により履行確認を行うこととなっているが、業務処理要領で週1回実施することとしている業務について報告がされていないにもかかわらず、履行の確認が不十分なまま、委託料を支出しているものがあった。(総務部)</p>	<p>庁舎等の清掃委託契約の適正な履行の確認に当たっては、関係法令のほか、契約に定める清掃業務処理要領等に基づき、履行確認を十分に行うとともに、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託契約において、再委託を禁止する契約条項では、書面による承諾を行う場合には再委託を可能としているが、全部再委託や主要な部分の再委託等は、これを認めない取扱いとなっているにもかかわらず、主要な部分の再委託を認めているものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、委託業務の主要な部分を再委託させないなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。 (保健福祉部、経済部、水産林務部、渡島総合振興局、函館高等技術専門学院)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 委託契約等において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの事項を公表していなかった。 (保健福祉部、経済部、札幌高等技術専門学院、釧路高等技術専門学院)</p>	<p>入札結果の公表においては、制度の内容を関係職員に周知徹底するとともに、関係法令等を遵守するとともに、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 委託業務の予定価格の積算において、諸経費については、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料から消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めて積算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、3万8,281円あった。(経済部)</p>	<p>委託業務に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等に基づき、積算内容を十分確認するなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 指名競争入札等により契約を締結したときは、入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの事項を公表してい</p>	<p>今後の指名競争入札等による契約締結に際しては、「入札結果等の公表の取扱いについて」(平成10年3月16日付け局総第788号出納局長通達)に基づき、公表すべき内容を速やかに公表するととも</p>

<p>なかった。</p> <p>また、委託契約において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果を公表することとされているが、これを公表していなかった。</p> <p>さらに、入札結果等の公表期間は、公表した日の翌日から1年が経過する日までとなっているが、1年を経過する日までとなっていないものがあった。(空知総合振興局)</p>	<p>に、公表期間の遵守など関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 庁舎等清掃業務委託契約に係る予定価格調書の作成において、最低制限価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。(石狩振興局)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算及び最低制限価格の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託契約等において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。(渡島総合振興局、留萌振興局)</p>	<p>委託契約書の作成に当たっては、職員に関係法令等を周知徹底するとともに、関係書類を複数の職員で確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 一般競争入札等の入札結果等については、ホームページにおいて公表することとされているが、これを行っていないものがあった。(原子力環境センター)</p>	<p>一般競争入札等の入札結果等の公表に当たっては、関係規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、指導のあった入札結果等については、直ちにホームページにおいて公表しました。</p>
<p>(コ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格調書を誤って記載しているものがあった。(警察本部)</p>	<p>契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適切に行うよう、改めて関係職員に対し周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ウ その他の契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(7) 複写機の賃貸借契約を随意契約により締結するに当たって、2以上の単価により予定価格を定めているときは、すべての見積単価が予定価格の制限の範囲内であり、各見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低である者と契約すべきところ、誤って、予定価格を超えた価格で見積もった者と契約しているものが、1件、79万819円相当あった。</p> <p>また、当該契約については、予定価格の積算を誤ったことから、6万5,669円相当割高となっていた。(空知総合振興局)</p>	<p>契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適切に行うよう、関係職員に対し周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 庁舎排水設備清掃業務契約において、排水設備清掃業務により集められた産業廃棄物である汚泥の処理に当たっては、収集、運搬については収集運搬業の許可を有する者と、また、処分については処分業の許可を有する者</p>	<p>産業廃棄物である汚泥の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、収集、運搬については収集運搬業の許可を有する者と、処分については処分業の許可を有する者とそれぞれ委託契約を締結するな</p>

<p>と委託契約を締結しなければならないことから、一般競争入札の実施に当たり、入札に参加する者に必要な資格として、これらの許可を有することを定めなければならないが、これを行わずに入札を実施し契約を締結しているものなどが、1件、198万7,200円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>ど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 物品の賃貸借契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、48万4,380円あった。 (留萌振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る見積合わせの執行に当たっては、受領した見積書が有効であるか十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 一般競争入札に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。(保健福祉部)</p>	<p>一般競争入札に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>委託契約等の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 複写機等の賃貸借及び保守サービスに係る契約において、一括することにより競争入札で執行すべきところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。 (経済部)</p>	<p>複写機の賃貸借及び保守サービスについては、関係通達等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 凍結防止剤等の購入に係る単価契約において、当該物品の納品に当たり、契約の相手方は、初回納入時等には計量証明書を提出することとされているが、これがないにもかかわらず履行確認検査を行い引渡しを受けているものがあった。 (空知総合振興局)</p>	<p>今後、締結する契約分から、相手業者に契約仕様の説明を十分行い、計量証明書の提出を求めます。</p>
<p>(オ) 賃貸借契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。 (後志総合振興局)</p>	<p>賃貸借契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員を指導の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた付属品の新品への交換が行われていないものがあった。 (日高振興局)</p>	<p>自動車の管理に当たっては、賃貸借契約の内容を関係職員に周知徹底し、契約の適正な履行の確保に努めます。</p>
<p>(キ) 賃貸借契約に係る一般競争入札の資格の公示において、暴力団関係事業者等でないこと及び税を滞納している者でないことなどを入</p>	<p>賃貸借契約に係る一般競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必</p>



<p>札参加資格要件として定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあつた。 (檜山振興局)</p>	<p>要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 液化石油ガス供給に係る契約において、2以上の単価により予定価格を定める場合で、各見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額により、相手方を決定するときは、当該合計額の算出間違いについては見積書の提出者に確認の上、訂正できるものとされているが、これを確認せず無効としているものがあつた。 (檜山振興局)</p>	<p>液化石油ガス供給に係る契約に当たっては、有効な見積書を無効と判断することのないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 物品の賃貸借において、長期継続契約を締結する場合には、予定価格は、1月当たりの予定賃貸借料により定め、契約金額は、1月当たりの賃貸借料とするものとされているが、契約期間における総額を予定価格とし、その落札金額をもって契約を締結しているものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る長期継続契約を締結する場合に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 物品の交換契約において、予定価格調書は、入札執行後、適切な方法で保管しなければならないが、汚損を理由にこれを破棄し、差し替えているものがあつた。 (原子力環境センター)</p>	<p>予定価格調書の保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保管に努めます。</p>
<p>(サ) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。 (栗山警察署)</p>	<p>入札執行に当たっては、事前に予定価格調書の有無を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(5) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 公有財産</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> (7) 請負工事において、工事の完成検査が遅延したことから、工事目的物の引渡しを受ける前に、受注者の承諾を得ることなくこれを使用しているものがあつた。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>請負工事においては、速やかに完成検査を行うとともに、工事目的物の引き渡しなどについても関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) エレベーターの管理に当たっては、資格を有する者等による点検を定期に実施しなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (釧路教育局)</p>	<p>エレベーターの管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な点検等の実施に努めます。</p>
<p>(ウ) 教育財産等の管理において、教育財産等管理者は、常にその管理する教育財産等について、その現況を把握し、特に利用の適否に関する事項等に注意し、管理のため必要があるときは直ちに適切な措置を講じなければなら</p>	<p>教育財産の管理に当たっては、敷地内に存する工作物及び備品の現況を把握し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ないが、教育財産である校内敷地に、道以外の者がビニールハウスを設置しているにもかかわらず、適切な措置を講じていなかった。 (本別高等学校)</p>	
<p>(イ) 教育財産等の管理において、教育財産等管理者は、常にその管理する教育財産等について、その現況を把握し、特に利用の適否に関する事項等に注意し、管理のため必要があるときは直ちに適切な措置を講じなければならないが、事業者が教育財産である校舎内の器具庫を売店の販売物品の在庫置場等として使用していたが、適切な措置を講じていなかった。 (釧路工業高等学校)</p>	<p>教育財産等の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、現況を把握するとともに必要に応じ適正な措置を講ずるよう努めます。 なお、器具庫部分については、使用許可手続を行いました。</p>
<p><b>イ 物品</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 自動車自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>公用車の使用については、関係法令等を遵守するとともに、車検・法定点検満了日の車内表示や、一覧表を作成し関係職員に配付し、職員相互でチェックする体制を整え、再発防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があつた。 (総合政策部、後志総合振興局、上川) (総合振興局、オホーツク総合振興局)</p>	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
<p>(イ) パーソナルコンピュータの管理換を受けたときは、物品受入決定書により受入れの決定を行い、備品記録票を備え、必要な事項を記録しておかなければならないが、これらを行っていないものがあつた。(石狩振興局)</p>	<p>物品の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 劇物の管理において、劇物はその他の物と区分して専用保管庫に保管し、当該保管庫には医薬用外劇物の表示を行わなければならないが、これらを行っていないものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。 なお、当該劇物については、廃棄処分を行いました。</p>
<p>(イ) 劇物の管理においては、取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、施設の維持管理に使用する劇物について、これらを行っていないが、 (函館水産高等学校)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、受払簿等を備え、適正な管理に努めます。</p>
<p>(オ) 薬品の管理において、混載を禁止する組合せの場合は、それぞれ別の薬品整理箱などに入れ、薬品庫内で並べて保管することのないようにしなければならないが、同じ薬品整理</p>	<p>薬品の管理において、混載を禁止する組合せの場合は、薬品庫内で並べて保管することのないよう、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。</p>

箱に保管していた。(福島商業高等学校)	
<b>(6) 工事(技術)に係る事項</b>	
<b>ア 設計</b>	
<p><b>《指導事項》</b>  農地の地すべり対策工事において、集排水ボーリング工の積算に当たり、削孔費の土質区分をすべて砂質土としているが、実際の現場で部分的に異なる土質があった場合には、設計変更を行わなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっていた。  (後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、歩掛りの適用及び現場状況を十分確認するよう、関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<b>イ 積算</b>	
<p><b>《指摘事項》</b>  道路改良工事において、擁壁工のコンクリート打設の積算に当たり、足場工を計上しているにもかかわらず、冬期における防寒囲いの足場工を重複計上していることから、設計金額が898万2,360円過大となっていたほか、コンクリートの防寒養生費を計上していないため、設計金額が358万200円過少となっていた。  また、現場は湧水が多いことから、排水ポンプを常時稼働させる積算とする必要があったが、作業時のみの稼働として積算していたため、設計金額が344万9,520円過少となっていた。  (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、現地条件を設計書に適正に反映するため、現場代理人との綿密な協議及び照査の徹底を行うなど、適正な積算に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 機器類等の更新工事において、見積りによる設計単価の策定に当たっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を決定する必要があるが、これを行っていなかった。  (総務部)</p>	<p>見積りによる設計単価の策定に当たっては、積算基準等に基づき、適切な見積書の徴取や査定による単価策定を行うよう関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 水田の区画整理工事において、耕作道路の路盤工の積算に当たり、地盤が軟弱であることから、ダンプトラックによる路盤材の搬入後に、不整地運搬車による現場内小運搬費を計上する必要があるが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっていた。  (空知総合振興局)</p>	<p>工事費の積算に当たっては、現地を十分確認した上で、必要となる経費の計上を行うよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<b>ウ 事務処理</b>	
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 道路改良工事において、土工量等における概数の確定による設計変更を行う場合などは、事前に工事施工協議簿により、発注者と受注者による数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。  〔胆振総合振興局、宗谷総合振〕</p>	<p>概数の確定による設計変更に当たっては、関係法令等を十分理解し、適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>

〔興局、オホーツク総合振興局〕	
(イ) 道路舗装工事において、舗装の改修に当たり、発注者の判断により設計図書に明示している施工範囲を変更する場合には、通常的设计変更として扱うこととされているが、これを行わずに概数の確定による設計変更で処理していた。 (渡島総合振興局)	設計変更の手続きについて、通常的设计変更と概数の設計変更の別を関係職員にあらためて周知し、再発防止に努めます。
(ウ) 道路改良工事において、歩道の新設及び車道の拡幅を行うに当たり、工事に支障となる農業用管水路を補償工事として移転する場合は、施設を管理する土地改良区と補償工事内容を記した協定書等を取り交わす必要があるが、これを行っていなかった。 (上川総合振興局)	補償工事の施工に当たっては、施設管理者と協定書等を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。
(エ) 道路改良工事において、道路の海側に設置する消波ブロック等の一部を支給材料としている場合には、支給材料の種類、引き渡し等に係る取り決めを定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約していた。 (十勝総合振興局)	支給材料の使用に当たっては、契約書に必要な条項を定めるとともに、設計図書に必要な事項を明記するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。
(オ) 漁港機能保全工事において、私有地を作業ヤードとして受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていなかった。 (釧路総合振興局)	漁港機能保全工事における土地借用の事務処理については、文書により関係職員に通知し、周知徹底を図るとともに、設計書審査者による土地借用書類の有無を確認し、適正な事務処理に努めます。
(7) その他	
計算証明等	
《指導事項》 (7) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務において、資金前渡員に異動があった場合には、異動発令の日以後10日以内に部内検査を行うこととされているが、これを行っていないものがあつた。 (環境生活部)	資金前渡員の部内検査に当たっては、関係法令等を遵守し、資金前渡員の異動状況等を適宜確認するなど適正な事務処理に努めます。
(イ) ネーミングライツ契約に係る広告収入などについて、債権が生じたときは債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を提出しなければならないが、これらを行っていなかった。 (環境生活部、建設部)	債権の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、債権管理簿を備えるとともに、債権の発生状況等を適宜確認し記録・管理するなど適正な事務処理に努めます。
(ウ) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、前渡資金経理簿を備え、必要な事項を記録し、資金前渡員に異動があった場合は、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これらを行っていなかった。 (経済部)	資金前渡員の所掌する現金の出納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

<p>(イ) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備えなければならないが、これを作成していなかった。 (建設部)</p>	<p>現金の出納を明らかにするための前渡資金経理簿の作成については、作成漏れがないよう、担当者への指導を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 歳入歳出外現金管理者は、歳入歳出外現金の受入れ及び払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入・払出決定書により、受入れなどの決定をし、歳入歳出外現金等取扱員に対し通知をしなければならないが、これらの手続を行わず、入札保証金及び契約保証金の受入れ及び払出しをしているものがあつた。 (建設部)</p>	<p>歳入歳出外現金の管理については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 収入取扱員に異動があつたときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。 (留萌振興局)</p>	<p>収入取扱員の異動による事務引継ぎに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 資金前渡員は債権者に現金で支払をしたときは、領収証書を徴さなければならないが、これを紛失しているものが、1件あつた。 また、職員が出張先において、やむを得ず立替えて支払を行った場合の資金前渡員への立替金の請求は、領収証書を添付した請求書により行わなければならないが、領収証書を紛失しているものが、3件あつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>資金前渡に係る留意事項について、改めて所属長から周知徹底、説明資料の配付を行うとともに、資金を渡す際の封筒にも留意事項を記載することにより、再発防止に努めます。</p>
<p>(ク) 収入取扱員に異動があつたときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>収入取扱員の異動に当たっては、現行規則を十分に確認し、遅滞なく引継ぎを行うよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>5 公用車による交通事故等が発生しているもの</b></p>	
<p><b>(1) 公用車による交通事故</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  <b>賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの</b>  <b>ア</b> 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、計4部局で、20件、1,096万2,518円の支出があつた。  また、全損により、公用車2台の廃車があつた。  <b>(7)</b> 賠償金及び修繕費用等の合計  (部局名) (事項数) (金額)  ・上川総合振興局 8件 3,968,296円  ・宗谷総合振興局 4件 2,118,755円  ・十勝総合振興局 4件 2,530,027円</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故の注意喚起を行うとともに、毎月全道公用車の「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか、平成27年12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転意識の高揚を図っているところです</p>

<p>・釧路総合振興局 4件 2,345,440円  (イ) 全損により廃車した部局  (部局名) (事項数)  ・上川総合振興局 1件  ・釧路総合振興局 1件  注 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p>	<p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。  今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
<p>イ 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、82件、2,097万4,671円の支出があった。  また、全損により、公用車1台の廃車があった。(警察本部)  注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。  2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p>	<p>公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  <b>賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの</b>  公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、計14部局で、25件、663万9,255円の支出があった。  また、全損により、公用車2台の廃車があった。  ア 賠償金及び修繕費用等の合計  (部局名) (事項数) (金額)  ・保健福祉部 1件 114,648円  ・経済部 1件 151,976円  ・空知総合振興局 3件 1,290,130円  ・石狩振興局 2件 683,830円  ・後志総合振興局 5件 1,426,938円  ・胆振総合振興局 3件 689,210円  ・渡島総合振興局 2件 389,437円  ・檜山振興局 1件 293,608円  ・留萌振興局 1件 207,716円  ・オホーツク総合振興局 2件 383,065円  ・根室振興局 1件 240,937円  ・原子力環境センター 1件 411,384円  ・江差高等看護学院 1件 102,540円  ・札幌高等技術専門学院 1件 253,836円  イ 全損により廃車した部局  (部局名) (事項数)  ・石狩振興局 1件  ・胆振総合振興局 1件</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故の注意喚起を行うとともに、毎月全道公用車の「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか、平成27年12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転意識の高揚を図っているところです。  また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。  今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
<p>(2) その他の事故等</p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	

<p>ア 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、100万円以上の支出があった部局が、計2部局あり、その支出の合計は、5件、533万4,700円であった。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・水産林務部</td> <td>4件</td> <td>2,721,621円</td> </tr> <tr> <td>・胆振総合振興局</td> <td>1件</td> <td>2,613,079円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・水産林務部	4件	2,721,621円	・胆振総合振興局	1件	2,613,079円	<p>施設の管理に当たっては、老朽化している箇所への把握に努め、計画的に修繕するとともに、点検等による不具合の早期発見、早期補修等、事故の未然防止に努めます。</p>			
(部局名)	(事項数)	(金額)											
・水産林務部	4件	2,721,621円											
・胆振総合振興局	1件	2,613,079円											
<p>イ 灯油漏洩事故が発生し、汚染除去工事等に要する費用として、1件、3,692万9,520円の支出があった。(胆振総合振興局)</p>	<p>事故発生後に管内の給油管点検柙の一斉点検を実施しました。      今後は、適切に管理するよう指定管理者に指導します。</p>												
<p>ウ 灯油等漏洩事故が発生し、処理費用として、1件、100万円以上の支出があった部局が、計2部局あり、その支出の合計は、2件、4,444万222円であった。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・石狩翔陽高等学校</td> <td>1件</td> <td>1,922,400円</td> </tr> <tr> <td>・伊達高等養護学校</td> <td>1件</td> <td>42,517,822円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・石狩翔陽高等学校	1件	1,922,400円	・伊達高等養護学校	1件	42,517,822円	<p>灯油等漏洩事故防止のため、日常点検等を十分に行い、今後このような事故が発生しないよう財産管理の徹底に努めます。</p>			
(部局名)	(事項数)	(金額)											
・石狩翔陽高等学校	1件	1,922,400円											
・伊達高等養護学校	1件	42,517,822円											
<p>エ 道立学校において、生活指導中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、360万1,067円の支出があった。(釧路教育局)</p>	<p>生活指導中における事故防止のため、当該校において事故発生時の対応マニュアルの修正版を策定し、併せてその他の事故発生時の対応を見直すとともに、毎月1回「校内安全確認の日」を設け、対応マニュアルの確認を行うなどの対策を講じました。</p>												
<p><b>《指導事項》</b>          ア 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計3部局あり、その支出の合計は、3件、37万7,740円であった。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・日高振興局</td> <td>1件</td> <td>127,828円</td> </tr> <tr> <td>・檜山振興局</td> <td>1件</td> <td>146,469円</td> </tr> <tr> <td>・上川総合振興局</td> <td>1件</td> <td>103,443円</td> </tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・日高振興局	1件	127,828円	・檜山振興局	1件	146,469円	・上川総合振興局	1件	103,443円	<p>職務執行中における行政事故の防止に当たっては、あらゆる機会を通じ職員に注意を喚起し、職員の事故防止意識の高揚を図り、行政事故の防止に努めます。</p>
(部局名)	(事項数)	(金額)											
・日高振興局	1件	127,828円											
・檜山振興局	1件	146,469円											
・上川総合振興局	1件	103,443円											
<p>イ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、2件、102万373円の支出があった。(渡島総合振興局)</p>	<p>施設の管理に当たっては、管理施設が経年劣化等により破損して事故につながる可能性を十分考慮に入れた巡回点検を行う等の対策を講じ、事故の再発防止に努めます。</p>												
<p>ウ 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、17万6,396円の支出があった。(警察本部)</p>	<p>交通安全施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、天候や積雪状況などを踏まえた確実な点検を実施するとともに、早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。</p>												
<p>エ 灯油漏洩事故が発生し、調査及び土壌復旧費用として、1件、49万7,394円の支出があった。(稚内養護学校)</p>	<p>灯油漏洩事故防止のため、公宅入居者に灯油タンクの日常点検の徹底を促すとともに、異常がみられるときは速やかな報告を求めるなど、今後このような事故</p>												

	が発生しないよう財産管理の徹底に努めます。																														
オ 灯油漏洩事故が発生し、処理費用として、1件、28万7,496円の支出があった。 (帯広警察署)	庁舎設備の管理に当たっては、平素からの状況把握を徹底し、良好な管理に努めます。																														
<b>6 公有財産の損傷等が発生しているもの</b>																															
<b>(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</b>																															
<b>《指摘事項》</b> ア 駐在所で火災が発生し、復旧費用として、2件、40万323円の支出があった。 (警察本部)	火災事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の防火意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。																														
イ 公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、1件、68万5,800円の支出があった。 (士別警察署)	公有財産の管理に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。																														
<b>(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</b>																															
<b>《指摘事項》</b> <b>修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの</b> ア 物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万円以上の支出のあった部局が、計9部局あり、その支出の合計は、13件、111万7,017円であった。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・総務部</td><td>1件</td><td>99,036円</td></tr> <tr><td>・保健福祉部</td><td>2件</td><td>122,403円</td></tr> <tr><td>・建設部</td><td>2件</td><td>116,078円</td></tr> <tr><td>・空知総合振興局</td><td>2件</td><td>215,989円</td></tr> <tr><td>・石狩振興局</td><td>1件</td><td>82,512円</td></tr> <tr><td>・胆振総合振興局</td><td>1件</td><td>123,120円</td></tr> <tr><td>・渡島総合振興局</td><td>2件</td><td>109,620円</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局</td><td>1件</td><td>147,171円</td></tr> <tr><td>・釧路総合振興局</td><td>1件</td><td>101,088円</td></tr> </tbody> </table> 注 修繕費用の合計には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の物品の損傷に係る事項数及び金額を含む。	(部局名)	(事項数)	(金額)	・総務部	1件	99,036円	・保健福祉部	2件	122,403円	・建設部	2件	116,078円	・空知総合振興局	2件	215,989円	・石狩振興局	1件	82,512円	・胆振総合振興局	1件	123,120円	・渡島総合振興局	2件	109,620円	・上川総合振興局	1件	147,171円	・釧路総合振興局	1件	101,088円	物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。
(部局名)	(事項数)	(金額)																													
・総務部	1件	99,036円																													
・保健福祉部	2件	122,403円																													
・建設部	2件	116,078円																													
・空知総合振興局	2件	215,989円																													
・石狩振興局	1件	82,512円																													
・胆振総合振興局	1件	123,120円																													
・渡島総合振興局	2件	109,620円																													
・上川総合振興局	1件	147,171円																													
・釧路総合振興局	1件	101,088円																													
イ パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、9万72円の支出があった。 (教育庁)	物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、適正な管理の徹底について職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。																														
ウ 物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万円以上の支出のあった部局が、計12部局あり、その支出の合計は、20件、162	物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。																														



<p>万3,889円であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・警察本部</td><td>3件</td><td>310,932円</td></tr> <tr><td>・旭川方面本部</td><td>3件</td><td>248,832円</td></tr> <tr><td>・中央警察署</td><td>1件</td><td>80,676円</td></tr> <tr><td>・南警察署</td><td>2件</td><td>185,144円</td></tr> <tr><td>・北警察署</td><td>1件</td><td>73,116円</td></tr> <tr><td>・豊平警察署</td><td>2件</td><td>89,856円</td></tr> <tr><td>・千歳警察署</td><td>1件</td><td>99,576円</td></tr> <tr><td>・赤歌警察署</td><td>1件</td><td>99,396円</td></tr> <tr><td>・旭川中央警察署</td><td>3件</td><td>126,480円</td></tr> <tr><td>・稚内警察署</td><td>1件</td><td>95,937円</td></tr> <tr><td>・羽幌警察署</td><td>1件</td><td>80,136円</td></tr> <tr><td>・池田警察署</td><td>1件</td><td>142,808円</td></tr> </tbody> </table> <p>注 修繕費用の合計には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の物品の損傷に係る事項数及び金額を含む。</p>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・警察本部	3件	310,932円	・旭川方面本部	3件	248,832円	・中央警察署	1件	80,676円	・南警察署	2件	185,144円	・北警察署	1件	73,116円	・豊平警察署	2件	89,856円	・千歳警察署	1件	99,576円	・赤歌警察署	1件	99,396円	・旭川中央警察署	3件	126,480円	・稚内警察署	1件	95,937円	・羽幌警察署	1件	80,136円	・池田警察署	1件	142,808円	
(部局名)	(事項数)	(金額)																																						
・警察本部	3件	310,932円																																						
・旭川方面本部	3件	248,832円																																						
・中央警察署	1件	80,676円																																						
・南警察署	2件	185,144円																																						
・北警察署	1件	73,116円																																						
・豊平警察署	2件	89,856円																																						
・千歳警察署	1件	99,576円																																						
・赤歌警察署	1件	99,396円																																						
・旭川中央警察署	3件	126,480円																																						
・稚内警察署	1件	95,937円																																						
・羽幌警察署	1件	80,136円																																						
・池田警察署	1件	142,808円																																						
<p><b>《指導事項》</b>  <b>修繕費用が1件、5万円未満の支出があるもの</b></p> <p>ア 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5千円以上の支出のあった部局が、計3部局あり、その支出の合計は、3件、4万5,900円であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・総合政策部</td><td>1件</td><td>7,344円</td></tr> <tr><td>・ホーツク総合振興局</td><td>1件</td><td>27,972円</td></tr> <tr><td>・十勝総合振興局</td><td>1件</td><td>10,584円</td></tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・総合政策部	1件	7,344円	・ホーツク総合振興局	1件	27,972円	・十勝総合振興局	1件	10,584円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>																											
(部局名)	(事項数)	(金額)																																						
・総合政策部	1件	7,344円																																						
・ホーツク総合振興局	1件	27,972円																																						
・十勝総合振興局	1件	10,584円																																						
<p>イ 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5千円以上の支出のあった部局が、計3部局あり、その支出の合計は、3件、7万5,989円であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部局名)</th> <th>(事項数)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・北見方面本部</td><td>1件</td><td>21,989円</td></tr> <tr><td>・東警察署</td><td>1件</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>・留萌警察署</td><td>1件</td><td>27,000円</td></tr> </tbody> </table>	(部局名)	(事項数)	(金額)	・北見方面本部	1件	21,989円	・東警察署	1件	27,000円	・留萌警察署	1件	27,000円	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>																											
(部局名)	(事項数)	(金額)																																						
・北見方面本部	1件	21,989円																																						
・東警察署	1件	27,000円																																						
・留萌警察署	1件	27,000円																																						
<p><b>(3) 物品の亡失</b></p>																																								
<p><b>《指摘事項》</b>  ア 公用車の鍵の亡失があった。  (石狩振興局)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>																																							
<p>イ 会議出席者等の個人情報が入った外部記録媒体の亡失があった。  (胆振総合振興局)</p>	<p>外部記録媒体の管理に当たっては、北海道情報セキュリティ対策基準に基づき、適正な電子データ等の管理徹底など、関係法令等の遵守の徹底を図り、物品の適正な管理に努めます。</p>																																							
<p>ウ 共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が発生し、券片2枚の紛失があった。  (上川総合振興局)</p>	<p>共通乗車券（タクシーチケット）の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。</p>																																							

<p>エ 緊急通報装置及びI Cカード乗車券の亡失があった。 (警察本部)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、保管状況を定期的を確認するほか、携行して移動する場合は、携行方法や携行場所に注意するなど、再発防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> デジタルカメラ等の亡失があった。 また、部局長は、亡失の事故報告を受けたときは、直ちにその事実を確認の上、事故報告書により知事に報告しなければならないが、この手続を行っていなかった。 (留萌振興局)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。 また、物品等の亡失があったときは、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>7 その他是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> ホッカイドウ競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、ミニ場外発売所の全道展開、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売など収益確保に努めた結果、平成27年度の収支差額が1億9,992万円と、3年連続で単年度収支の黒字化を達成したところであり、平成28年3月には第2期北海道競馬推進プランを策定し、競馬事業の持続的な発展と馬産地の活性化を目指しているところである。 しかしながら、累計の借入金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。 (農政部)</p>	<p>平成28年度は「第2期北海道競馬推進プラン」の初年度として、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりや首都圏等へのレース情報の提供等により、道外発売やインターネット発売の拡大を図るとともに、J R Aとの相互発売の効果的な実施により徹底した収益確保に努めます。 [主な取組] ① 内回りコースのナイター化に伴う多様な番組の提供 ② 映像のH D化による高画質なレース映像の提供 ③ 3歳馬三冠賞の新設 ④ 3歳馬限定競走の出走手当など報償費の見直し ⑤ ナイター照明施設のL E D化による省電力化・経費節減</p>
<p><b>(2) 委託業務の執行について検討を要するもの</b></p>	
<p><b>《検討事項》</b> 道路維持委託業務の執行において、受託者は、道路上で作業する場合には道路使用許可を受けなければ委託業務を行うことができないが、受託者が当該使用許可を受けずに委託業務を行い、不適切に執行していたものがあった。 業務実施要領等では、受託者が道路使用許可を受けたことを確認することについて、明確になっていないことから、適正な委託業務の執行のため、その周知徹底やチェック体制について検討する必要がある。 (建設部)</p>	<p>「道路維持系（単価契約）委託業務に係る道路使用許可について」（平成28年6月10日付け建維管防648号維持管理防災課長、維持担当課長通知）により、委託業務の実施に当たっては、業務計画と整合した道路使用許可を受けるよう受託業者に指導するとともに、許可を受けたことを確認するため、道路使用許可の写しを受託者から受理し、業務に必要な期間の許可を受けているか等の内容について確認を徹底するよう、各建設管理部長あて文書通知により周知を図りました。</p>

<p><b>(3) 共済掛金の収納方法について検討を要するもの</b></p>	
<p><b>《検討事項》</b></p> <p>北海道教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間の災害共済給付契約に基づく共済掛金の納付について、道立学校児童生徒等の災害共済給付事務取扱要領では児童生徒等の保護者から加入の同意を得て、特別支援学校を除き、加入者から収入取扱員が現金収納するものとされている。</p> <p>各道立学校においては、ほぼ全ての生徒がこの災害共済給付制度に加入しているため、現金収納や金融機関への現金払込みの事務が輻輳しており、全日制課程の高等学校では、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があったものとした上、さらに収納年月日を分散させている事例が見受けられた。また、通信制課程の高等学校では、加入者を登校させて現金納付を求めることが実態にそぐわないため、関係団体が負担した共済掛金相当分を収入取扱員が現金収納し、加入者あてに領収書を交付している事例が見受けられた。</p> <p>こうしたことから、共済掛金の収納方法について、事務の効率性の観点から、収入取扱員の収納実態に即した事務処理に見直すとともに、加入者による納付の利便性や金銭事故防止を図るために、口座振替による歳入の納付や納付の代理行為、又は関係団体等による第三者弁済などについて検討する必要がある。(教育庁)</p>	<p>北海道教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間の災害共済給付契約に基づく共済掛金の納付については、現金を取り扱うことに伴う金銭事故防止や、納付に係る加入者の利便性の向上、事務の効率化等の観点から、保護者から関係団体への支払委任による一括納付など、保護者の意向や学校の実態を踏まえた納付方法が可能となるよう、事務処理要領等の見直しを進めます。</p>

## 2 公営企業会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p><b>1 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p> <p>(1) 病院事業の経営については、当年度の純利益が2億7,952万118円となったことから、累積欠損金が519億815万395円に減少したものの、依然として多額であり極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(保健福祉部)</p>	<p>病院事業の経営については、平成25年3月に策定した「新・北海道病院事業改革プラン」に基づき、経営改善に向けた様々な方策を進めており、平成27年度については、費用の節減などにより純利益を計上したものの、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあります。</p> <p>こうしたことから、病院事業の収益確保に向けて、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者確保対策の強化を図るととも</p>

	<p>に、収益単価の増加や診療報酬制度の加算措置の積極的な取得などに取り組むこととしております。</p> <p>また、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる自律的な経営体制の構築を目指し、平成29年度からの地方公営企業法の全部適用移行に向けて、その準備を進めるとともに、今後の道立病院の役割や更なる経営の効率化に向けた取組などを明確にした新たな改革プランを今年度中に策定し、より一層の経営改善に努めます。</p>
<p>(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億8,983万5,946円と5年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は135億9,932万5,278円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)</p>	<p>工業用水道事業の経営については、更なる経営基盤の強化を図るため「北海道工業用水道事業経営健全化計画(H27～31)」に取り組んでいます。</p> <p>特に石狩湾新港地域の需要の拡大に関しては、企業誘致部局などと連携し「需要開拓促進連絡会」などにおいて情報共有を図るとともに、配水管路沿線において工業用水の利用に関心のある企業に対して営業活動を実施しているほか、受水企業や関係機関等を対象とした施設見学会を開催するなど、契約水量の増加を図るための取組を行っています。</p> <p>今後においても、外部有識者で構成する「経営懇談会」における経営改善方策に係る意見等を踏まえつつ、需要の拡大、支出抑制策、未処理欠損金の低減などに取り組み、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」の着実な達成に向けて、引き続き経営の改善に努めます。</p>
<p><b>2 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 需用費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、1件、3,400円あった。  なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(羽幌病院)</p>	<p>被服の貸与については、貸与の状況の確認を徹底するとともに、今後はこのようなことがないように、関係通達等を十分確認のうえ、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>イ 使用料及び賃借料</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  栄養・給食管理システムに係る電子計算機器</p>	<p>借上機器の必要数量を把握し、適正な</p>

<p>の再リース契約等において、借上機器の必要数量について十分検討せずに賃借したことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万8,767円相当あった。 (羽幌病院)</p>	<p>執行に努めます。</p>
<p><b>ウ その他</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  携帯電話代の執行において、安価な料金プランへの変更が可能だったにもかかわらず、特段の理由もなく、これを行わなかったことから、不経済な支出となっているものが、31件、30万5,350円相当あった。  また、これら携帯電話のうち、故障したため修繕を行ったものがあるが、当該携帯電話の料金プランの変更とともに新たな機種を取得することができたにもかかわらず、修繕を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、8,436円相当あった。 (江差病院)</p>	<p>医療用PHSについては、診療の状況等を勘案し、順次機種変更を行い安価な料金プランへ変更します。  また、故障時には機種変更にて新たな機種を取得する場合と修繕を行う場合の価格比較を行い、安価となる方で契約を行います。</p>
<p><b>3 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</b></p>	
<p><b>(1) 予算に係る事項</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  ア 物品購入契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、30万8,188円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>物品購入契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引を不課税取引として経理しているものが、1件、9万7,776円、不課税取引を課税取引として経理しているものが、4件、1万3,480円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについては、適正な処理に努めます。  なお、平成27年度の支出については、修正しました。</p>
<p><b>《指導事項》</b>  費用を医療部門及び療育部門別に経理する必要がある場合は、医療部門に係る費用は医業費用に、療育部門に係る費用は医業外費用に計上し、両部門のどちらか明確に区分できない場合にあっては、当該費用を按分し計上することなどとされているが、計上の方法を誤っているものが、2件、3万7,010円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>費用の支払については、その内容を十分考慮の上、適正に区分し支出します。</p>
<p><b>(2) 収入に係る事項</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  ア 病院の収納金について、過誤納が発生した</p>	<p>病院の収納金については、滞納整理票</p>

<p>ときは、支出の手続の例により、納入者に当該過誤納金相当額を還付しなければならないが、この手続を行っていないものが、2件、1万790円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>を整理し、文書等による催告を行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、該当事例については、債権者あて平成29年1月及び2月に再通知し、口座振替申出書の提出を求めています。提出され次第還付予定です。</p>
<p>イ 費用弁償旅費に係る返納金について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。 (羽幌病院)</p>	<p>債権者の所在を再確認し、平成28年12月に催告状を送付しました。今後とも適正な執行に努めます。</p>
<p><b>(3) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 職員手当等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 時間外勤務手当については、宿日直勤務を命ぜられた時間においては支給しないこととされているが、宿日直勤務に従事している時間中に時間外勤務手当を支給しているものが、4名分、10件、11万439円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、宿日直勤務の状況の確認を徹底し、適正な執行に努めます。 なお、本事項については、平成28年3月21日に返納の処理を行っています。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 特殊勤務手当の支給において、病院等に勤務する看護師等である職員が手術を補助したときは、夜間看護等業務手当を支給することとされているが、従事日数を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、300円、未支給となっているものが、10名分、7,200円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>今回の特殊勤務手当の支給誤りについては、特殊勤務手当(手術)支給実績簿と手術管理日誌により確認作業を行う際、現状の手術管理日誌内手術従事者記載欄が小さいため誤ったものです。日誌については、既に改善済みであり、また、確認作業については、手術棟師長と副看護部長でチェックを行っていますが、当面は総務係員も含め3名体制で行います。 なお、支給誤りのもの(過払い1件、未支給10件分)については、平成28年2月給与にて修正を行いました。</p>
<p><b>イ 旅費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足る書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあった。 (羽幌病院、向陽ヶ丘病院)</p>	<p>北海道職員等の旅費支給規則第7条関係に基づき、関係書類を添付します。 また、決裁時における複数職員や管理職による適切なチェックについて、改めて周知徹底します。</p>
<p><b>ウ 需用費</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> (7) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査</p>	<p>物品納入時において、契約事務担当職員が履行確認を行うことのないよう、庶</p>

<p>を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。 (江差病院)</p>	<p>務課他職員を検査員に追加指定するなど、履行確認体制を強化し、適正な執行に努めます。</p>
<p>(イ) 物品の修繕において、請負業者から履行完了の通知を受けたときは、履行確認のための検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 (北見病院)</p>	<p>今後は、契約の相手方から履行完了の通知を受けたときは、指定した検査員が、当該契約が確実に履行されているかを確認するなど、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>エ 委託料</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> 委託契約における業務の完了検査において、受託者から実績報告書及び成果品の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>委託業務の完了検査に当たっては、地方自治法、北海道財務規則等の関係法令を十分確認の上、必ず検査員を指定して検査を行うとともに、今後はこのようなことがないように、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>オ 使用料及び賃借料</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> 会場の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万6,168円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>研修会場の借上げについては、担当者が事前に契約内容を明らかにした決定書を作成するとともに、関係職員で確認するなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>カ その他</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b> 前渡資金による私費立替払において、立替えを行った職員が、資金前渡員に対し、当該立替金を請求するときは、請求書に支払先から徴した領収証書を添付しなければならないが、これが添付されていないものや、私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、支払先から徴した領収証書とともにクレジットカード利用代金明細書の写しなどを、支払を証明するに足る書類として提出し、資金前渡員はそれを確認した上で支払うこととなるが、これを行っていないものなど、前渡資金の支払が適切でないものが、4件、9万5,000円あった。 (江差病院)</p>	<p>前渡資金の支払に当たっては、支払に必要な証拠書類が提出されているか確認するとともに、今後はこのようなことがないように、関係通達等を十分確認のうえ、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> 職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、私費立替払した職員からの請求書に支払を証明するに足る書類を添付し提出させ、前渡資金により支払うこととなるが、これを行わず、私費立替払した職員に支払っているものが、2件、2万3,000円あった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>前渡資金の支払に当たっては、支払に必要な証拠書類が提出されているか確認するとともに、今後はこのようなことがないように、関係通達等を十分確認のうえ、適正な執行に努めます。</p>

<p><b>(4) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 工事契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  工事請負契約に係る契約保証金については、契約の相手方が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出した場合等を除き、免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、5件、298万7,280円相当あった。  (緑ヶ丘病院)</p>	<p>工事請負契約に係る業務に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、事務処理行程を記載したチェックシートを活用し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 委託契約</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  (7) 塵芥処理業務契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。  (江差病院)</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、積算書を十分確認の上、誤謬がないよう努めます。</p>
<p>(4) 医療廃棄物収集運搬業務委託契約において、廃棄物の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等を加算した金額を支払っているが、廃棄物を搬出する際に受託者に数量を確認させており、委託者自らによる数量の確認を十分に行っていないかった。  (江差病院)</p>	<p>医療廃棄物を排出する際は、受託者のみに数量を確認させないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。  (北見病院)</p>	<p>今後は、定めた入札参加資格要件を入札参加者が有するかどうか審査を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないかった。  (羽幌病院)</p>	<p>1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付すことを徹底し、関係通達等を十分確認のうえ、適正な執行に努めます。</p>
<p><b>《検討事項》</b>  工業用水道管理及び発電管理に係る事務所における清掃業務委託料の予定価格の積算において、業務量の算出や適用する諸経費率、労務単価などについて根拠が明確でないものが見受けられ、また、特定の個人に委託する場合の積算方法が明確に定められていないことから、適切な積算方法について検討する必要がある。  (企業局)</p>	<p>清掃業務委託料の予定価格の積算方法については、庁舎等清掃業務積算標準取扱い(総務部)に準じるなど、各事務所間で統一を図ります。  また、特定の個人への委託についても業務内容等を勘案の上、適切な積算方法について検討します。</p>
<p><b>ウ その他の契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b>  (7) 物品の賃貸借契約において、契約締結権限のない者と契約し、賃借料を支払っているも</p>	<p>代理人との契約や代理人への支払に当たっては、委任状の内容確認を徹底しま</p>



<p>のが、3件、152万8,232円あった。 また、賃借料の受領権限のない者に支払っているものが、平成23年3月から平成27年10月までの間において、1件、159万9,360円あった。 (羽幌病院)</p>	<p>す。</p>
<p>(イ) 前金払を要しない定期刊行物の支出に当たっては、納入確認後に行う必要があるが、納品がされていないにもかかわらず、支出しているものが、1件、7万3,597円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>定期刊行物の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b> (ア) 物品の購入に係る納品検査に当たって、供給人から納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>液体酸素に係る納品検査については、今後、納品確認を遅延しないよう速やかに行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約をするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成しておらず、さらに、1件の予定価格が160万円を超える随意契約をする場合は、参加者の指名選考等について、入札委員会で審議しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (企業局)</p>	<p>物品の購入については、今後このようなことがないように、関係法令等に基づき適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(5) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b> (ア) 固定資産である器械備品を処分しようとするときは、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へと分類替えることとされ、分類替えに当たっては、あらかじめ保健福祉部長の承認を得なければならないが、承認を得ずに事業資産のまま処分を行っているものがあった。 (羽幌病院)</p>	<p>不動産、取得価額が100万円以上の器械備品及び車両の処分に当たっては、事前に保健福祉部長の承認を得た上で当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へ分類替えの決定を行った上で、その他の固定資産の処分に当たっては、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産への分類替えの決定を行った上で処分を行います。</p>
<p>(イ) 固定資産である器械備品を処分しようとするときは、当該固定資産の分類を事業外資産へと分類替えることとされ、分類替えに当たっては、部局長が決定を行い、決定後、病院室参事へ報告しなければならないが、決定を行わず報告しているものがあった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>不動産、取得価額が100万円以上の器械備品及び車両の処分に当たっては、事前に保健福祉部長の承認を得た上で当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へ分類替えの決定を行った上で、その他の固定資産の処分に当たっては、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産への分類替えの決定を行った上で処分を行います。</p>
<p><b>(6) 工事（技術）に係る事項</b></p>	
<p><b>事務処理</b></p>	

<p>(7) 配水管布設工事において、ダンプトラックによる土砂運搬費の積算に当たり、実際の土砂の単位体積質量を考慮する必要があったが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっていた。</p> <p>また、運搬経路に人口集中地区が含まれている場合は、それを踏まえた積算を行う必要があるが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっていた。 (企業局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算要領等に基づき、施工条件に十分留意するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 配水管布設工事において、取壊し工等における概数の確定による設計変更を行う場合は、事前に工事施工協議簿により、発注者と受注者による数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (企業局)</p>	<p>概数の確定による設計変更に当たっては、設計図書等作成要領を十分に理解し、適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>4 公用車による交通事故等が発生しているもの</b></p>	
<p><b>公用車による交通事故</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b>  <b>賠償金及び修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの</b>  公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、2件、88万8,208円の支出があった。 (企業局)</p>	<p>公用車による交通事故防止については、職員に対し交通事故防止に努めるよう周知するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通安全の防止に努めます。</p>